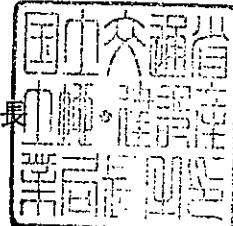




国土入企第30号
平成26年1月30日

(公社)全日本不動産協会理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



適正な価格による工事発注について

本日、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）を決定・公表しました。これは、公共事業の積算に用いる労務費の単価であり、約16万人の技能労働者の賃金実態調査に基づいて、原則毎年度、各都道府県ごと・51種ごとに決定しているもので、新労務単価は、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で7.1%、被災三県の平均では8.4%の上昇となったところです。これにより、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で23.2%、被災三県の平均では31.2%の上昇となります。

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、著しい低価格による受注が増加し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者は大きく減少しています。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、このままでは、施工に必要な技能労働者の不足が一層激しくなり、近い将来、建設工事の円滑な施工に支障を生じるとともに、工事の品質にも影響が及ぶおそれがあります。

若年層が建設業者への入職を避ける一番の理由は、全産業の平均を大きく下回る給与の水準の低さであり、また、社会保険等に未加入の企業が多いことも大きな原因の一つです。

現在、建設工事の増加等に伴って労務費が上昇しておりますが、上記の通り、低価格受注のしわ寄せで著しく下落した技能労働者の賃金が回復しつつあること等によるものであり、適正な水準の賃金が発注価額に適切に織り込まれることが必要です。

つきましては、技能労働者の適切な賃金水準の確保に不可欠となる、適正価格による工事発注に向け、下記のとおり、傘下の会員企業各位に取り組んでいただきたく、周知徹底方よろしくお願ひいたします。

記

1. 新労務単価の背景事情を踏まえた適正価格による工事発注

新労務単価は、本年度当初の労務単価と同様に、著しい低価格による契約のしわ寄せが技能労働者の就労条件に及び、技能労働者の減少と労務費の上昇につながっていること、円滑な施工への支障や工事品質への悪影響が生じかねないこと、及びこれらの問題への対応は待ったなしであること、を考慮して設定したものです。

のことへの十分なご理解をいただき、建設工事を発注するときは、必要な経費を適切に見込んだ適正な価格で請負契約を締結するようお願いいたします。また、昨今、人件費や資材費の実勢価格が上昇傾向にあることから、これらの価格の上昇が下請企業へのしわ寄せや技能労働者の処遇悪化を招かないよう、受注者から、物価、賃金等の変動を理由とする請負代金額の変更申請があったときは、柔軟に対応していただくようお願いいたします。

なお、建設業法第19条の3に規定されているとおり、建設工事の発注者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額で契約を締結してはならないことに、改めてご留意ください。

2. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務です。新労務単価においても、本年度当初の労務単価と同様に、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、事業主が負担すべき法定福利費についても、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、適切に予定価格に反映されるよう措置されています。

このため、建設工事を発注するときは、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額で請負契約を締結するようしてください。

なお、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、工事の発注者は、保険加入義務を定めた法令への違反を助長するおそれがあると同時に、建設業法第19条の3の違反当事者となるおそれがありますので、十分ご留意ください。

3. 消費税の適切な支払い

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行っていただくようお願い致します。